

第5節 共通施策

1 環境保全の総合的取組の推進

1-1 基盤的施策の推進

(1) 四日市地域公害防止計画の推進

第8期計画（平成18（2006）～22（2010）年度）に基づき、各種の公害防止施策の着実な実施とその進行管理を行います。

(2) 環境保全協定の締結促進

環境関係の諸法令に基づく規制等の権限を有していない市町長等が、その区域の実態に即したきめ細かい対応を行うことができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

1-2 環境汚染等の未然防止

(1) 環境影響評価制度の充実

平成11（1999）年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

また、環境影響評価制度の充実を図るため、開発事業の基本構想段階などに対する戦略的環境アセスメント（SEA）などの検討を進めます。

(2) 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う公害を未然に防止するため、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時において、「三重県公害事前審査会条例」に基づく公害事前審査制度の活用を促進します。

1-3 公害健康被害の救済・予防

(1) 公害健康被害者に対する補償給付（四日市市）

公害健康被害者に対し各種の補償給付を行います。

(2) 調査研究の実施（三重県・四日市市）

三重県公害保健医療研究協議会における研究協議会総会及び研究発表会を四日市市において開催します。

(3) 健康被害予防事業の実施

健康相談事業

実施団体	四日市市
事業名	アレルギー相談事業
実施場所	四日市保健センター
内容	アレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健師・栄養士による相談事業を行う。

1-4 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度の活用を促進し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

また、公害等に係る苦情については、公害苦情相談員により、県民からの苦情相談にあたるとともに、市町等と協力して、その適切な処理を行います。

2 監視・観測等の体制の整備及び環境情報の提供

2-1 監視・観測等の体制の整備

(1) 環境総合監視システムの運用

環境監視、発生源監視（大気）を行う環境総合監視システムを運用し、大気環境と主要な発生源の常時監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報の発令等の緊急時対策を実施します。

(2) 公共用水域の常時監視

三重県が測定を担当している河川、海域について、常時監視を実施します。また、地下水水質についても定期モニタリングを実施します。

(3) 有害大気汚染物質の調査

環境省が示す22の優先取組物質のうち、測定法が示されているベンゼン、トリクロロエチレン等の19物質の大気環境調査を実施します。

(4) ダイオキシン類の調査

大気、河川、海域、底質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を、常時監視します。

(5) 騒音・振動の調査

県において、自動車交通騒音測定を実施するとともに、市町の協力を得て、一般地域の環境騒音

及び道路交通振動の測定を実施します。

2-2 環境情報の整備・提供

(1) 環境情報の提供

ホームページ「三重の環境と森林」では、環境調査データの中で、大気環境は大気常時監視データ、光化学スモッグ情報として毎時更新をするほか、化学物質、水環境、自然環境等の環境森林部にかかるデータについても、より広く分かりやすく情報提供します。

(2) 森林GISの運用

地域森林計画の樹立にあわせ、基本情報である森林簿データ、森林計画図等や治山、林道、保安林等の森林情報の整備を進め、システムを適正に運用します。また、森林の適正な管理のため、森林簿データ等を市町や関係者に提供します。

3 環境保全に関する調査・研究等の推進

3-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進

ア 産業廃棄物の抑制に係る産官共同研究

産業廃棄物の削減、資源リサイクルに取り組む県内企業と共同研究を行い、企業における産業廃棄物の削減を支援します。

イ BDF製造工程の廃水処理法に関する研究

再生油をBDF（バイオディーゼル燃料）として利用する際に廃液が発生しますが、この廃液中の油分を微生物の働きで分解する装置（反応器）を開発し、その最適条件を検討します。

ウ 家畜ふんたい肥の適正な循環利用技術の開発

主要な有機性廃棄物である家畜ふんたい肥は、肥料としての効果を正確に把握する技術が普及していないため、農家が適正な施用量を決めることができず、過大に施用することによる環境負荷の恐れがあります。そこで、家畜ふんたい肥の適正な利用のために、たい肥の窒素肥効を正確に評価し、施用基準を策定するとともに、たい肥の窒素肥効の推定法および情報システムの改良・開発に取り組めます。

エ 木材加工所から副生される樹皮の高度利用技術開発

樹皮は、材部に比べ組織や化学成分が複雑であることなどから、その利用が遅れており、県内の木材加工所等では製材時などに大量に副生する樹皮の処分に苦慮しています。この樹皮を資源として有効利用する技術を開発します。

オ 植物由来機能材料の実用化のための研究

植物に含まれる未利用資源リグニンを新しい機能性材料として活用し、リグニンを用いた住宅用壁板、分解性フィルム、重金属吸着剤の性能向上と実用化に取り組みます。

カ 持続循環型グリーンコンポジットの開発

初殻と植物由来の生分解性プラスチックとの複合化により、生分解性と制電性（帯電防止性）を有する持続循環型グリーンコンポジットを開発し、生分解性プラスチックの用途拡大を図ります。

キ 廃FRPのリサイクル技術の開発

廃FRP（繊維強化プラスチック）は、県内においては、ほぼ全量が焼却・埋め立て処分されています。リサイクル技術の開発によって、廃FRPを資源として循環させ、最終処分量の削減をはかります。

ク 硫酸ピッチ対応技術開発に関する研究

不適正処理発生時における、周辺環境の早急な改善方法及び検査員保護のための応急対応の技術を開発します。

ケ 経営戦略に即した低投入循環型茶生産システムの開発

高級茶を対象に、水、窒素の循環利用による半閉鎖系茶生産システムを確立するために、暗渠溶脱水中の硝酸態窒素の効率的浄化方法の開発に引き続き取り組みます。

また、一般茶を対象に、窒素投入量とコストの大幅な削減を図るため、超低投入一回摘採方式の開発に引き続き取り組みます。

コ 未利用海藻の有効利用に関する共同研究

夏期に枯死・腐敗し、浅海域の底生生物等をへい死させて漁場環境の悪化を引き起こすとともに、海岸にうちあげられて悪臭を発する未利用海藻の有効利用をはかるために、収穫前処理・加工・飼料化・機能性成分利用技術を開発

します。

サ 閉鎖性海域の環境創生プロジェクト研究

環境汚染が深刻化している閉鎖性海域（英虞湾）における干潟、浅場、藻場などの自然浄化機能や、物質循環シミュレーションモデルについて、産学官が共同で研究し、海域の水環境の改善を目指します。

シ 環境大気中浮遊粒子状物質の実態調査研究

環境大気中の微小な粒子に含まれる有害物質等について、汚染状況と原因を把握するため、引き続き調査研究を行います。

ス 化学物質による環境汚染の実態調査

化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、伊勢湾等の水質、底質、生物、大気汚染状況について引き続き調査します。

セ 大腸菌群数の定量方法改善及び水環境における挙動解析

飲料水の汚染評価方法である「特定酵素基質培地法」の水環境への応用を評価するとともに、水中の大腸菌等の挙動解析を行います。

ソ 森林吸収源計測・活用体制の整備

近年、森林の炭素吸収量を明確にする必要が生じてきており、既存の森林関連データでは京都議定書の求めるレベルでの算定を行うには不十分です。

このことから、森林の地上部・地下部のバイオマス量や倒木の腐朽速度等を測定し、確実性の高い炭素吸収量データの収集把握を行います。

タ 伐採跡地の更新技術の開発

近年、人工林の伐採後、植栽されずに放置される林地が多く、森林機能の低下が懸念されています。そうした林地を、低コストかつ自然力を生かした方法で森林化させるための技術の確立を図ります。

チ 強度間伐による人工林の針・広混交林化技術の開発

強度間伐により森林内の光環境を改善し、森林の多面的機能が発揮できる針葉樹と広葉樹を混交させるための技術指針を確立します。

また、強度間伐によって生じる風倒被害を回避できる間伐率や手法を解明します。

ツ 英虞湾漁場環境にかかる基礎調査

英虞湾における真珠養殖業の赤潮や環境変化による被害を防止するため、水質、底質、プランクトンの発生状況をモニタリングするとともに、漁業関係者に情報提供します。

テ 淡水魚類の多様性保全に関する研究

県内河川における淡水魚の分布実態を調査するとともに、魚類相復元の可能性や河川構造物が生態系に及ぼす影響について研究します。

ト 漁業資源評価にかかる調査

200カイリ水域内における重要漁業資源の資源量評価と、その動向予測および管理手法の検討に必要な科学的情報を収集します。

ナ ヘテロカプサ赤潮の消長予測技術の開発

真珠養殖に多大な被害を与える新型赤潮生物ヘテロカプサによる被害を防止するため、プランクトンの増殖活性を指標とした短期的な赤潮消長予測の可能性について検討します。

3-2 地球規模の環境保全等に関する調査研究

ア 森林吸収源計測・活用体制の整備

（第6章 3-1 科学技術振興センターにおける調査研究のソ参照）